

居宅サービス編

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護★
- ③ 訪問看護★
- ④ 居宅療養管理指導★
- ⑤ 通所介護
- ⑥ 福祉用具貸与★
- ⑦ 特定福祉用具販売★
- ⑧ 居宅介護支援
- ⑨ 介護予防支援

※介護予防が含まれるサービスには「★」を付けています。

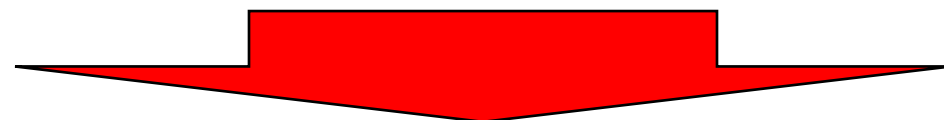
※訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護については、施設サービス編をご覧ください。

居宅系サービスの共通の主な指導事項

衛生管理等（第31条他）

指摘事項

- ・感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会について、概ね6月に1回以上開催されていなかった。
- ・感染症の予防及び蔓延の防止のための指針が作成されていなかった。



以下の措置を講じること。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

居宅系サービスの共通の主な指導事項

基準	掲示（第32条他）
原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※令和7年4月1日より適用。	
解釈 原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 ※介護保険法施行規則第140条の44号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましい。	

手順3 事業所の特色 任意 現在、情報がありません。

項目	備考
1 事業所の特色 ← クリック	



介護サービス情報報告システム 大原府

入力画面

手順3 事業所の特色 任意

【公表センターテストデータ】 訪問入浴介護

事業所番号: 2747620476 グループコード: 274762047602 グループ名: 訪問入浴介護サービス
計画年度: 2022年度 サービスコード: 120 サービス名: 訪問入浴介護

便利な機能

公表されるイメージを見る

事業所の特色

※「事業所の特色」の入力は必須ではなく、任意となります。



↓ クリックして登録

記入した内容をチェックして登録する

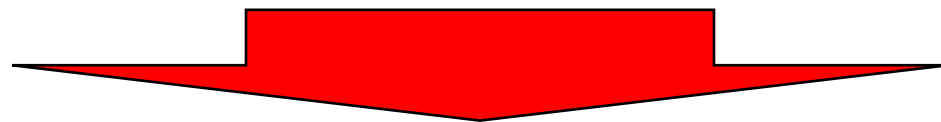
前画面に戻る

訪問介護サービスの主な指導事項

通院等（訪問介護における院内介助の取扱いについて）

指摘事項

- ・通院介助サービスにおいて、自宅から病院間の介助に要した時間と訪問介護として認められない時間が不明確であった。
- ・通院介助のサービス提供において、院内介助を行う上での必要な手続き（受診先の医療機関に対して、担当の介護支援専門員による院内介助の必要性についての確認、サービス担当者会議での検討、居宅サービス計画及び訪問介護計画への位置付け）を行わずに、院内介助の時間を含め介護報酬の請求を行っていた。
- ・院内介助を含めて通院介助のサービスを提供している事例について、診療や処置時間、単なる待ち時間等、訪問介護のサービスとして認められない時間を含めて介護報酬を請求していた。



通院介助サービスにおいて、自宅から病院間の介助に要した時間と、訪問介護として認められない時間を、明確にするとともに、院内介助を算定する場合は、以下の措置を講じること。

- 1 院内介助が必要な状態であることを確認する。
- 2 院内介助が必要な状態である場合、受診先の医療機関に院内介助の体制があるか否かを確認する。
- 3 1, 2 の状況をもって、サービス担当者会議で検討した結果、利用者の状態等から院内での介助が必要であることの判断がなされた場合、サービス担当者会議の記録にその旨を明記すること。

訪問介護サービスの主な指導事項

特定事業所加算（告示第19号別表 1 注10）

指摘事項

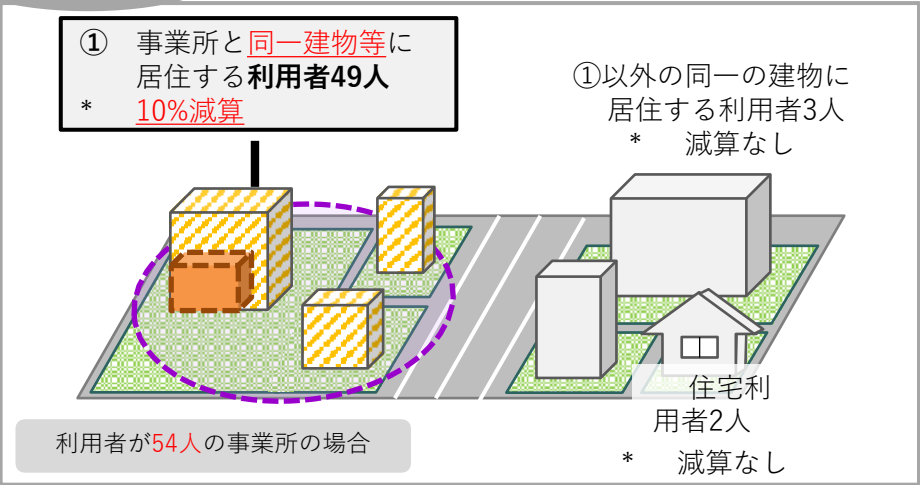
- ・ 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画が作成されていなかった。
- ・ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等が行われていなかった。

報酬区分▶ 算定要件▼		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○ ※(1)を除く	○	○
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○(※)		○(※)		
	(7) 通常の事業実施地域内であって中山間等に居住する者に対し、継続的にサービスを提供していること					○
	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○
人材要件	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○ 又は			
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程若しくは1級課程修了者	○	○			
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は	
	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○	○	
重度者等体制要件	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○ 又は		○ 又は		
	(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること（併せて体制要件(6)の要件を満たすこと。）	○(※)		○(※)		

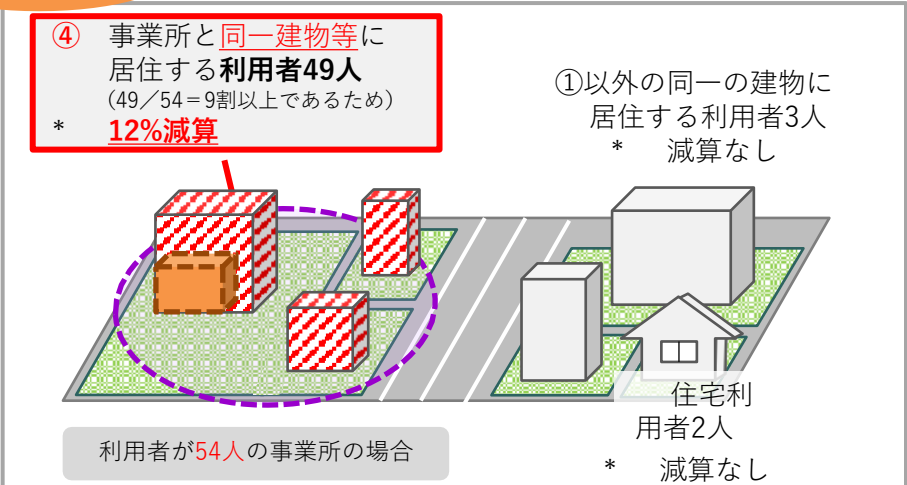
(※)：加算（Ⅰ）・（Ⅲ）については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

訪問介護サービスの主な指導事項

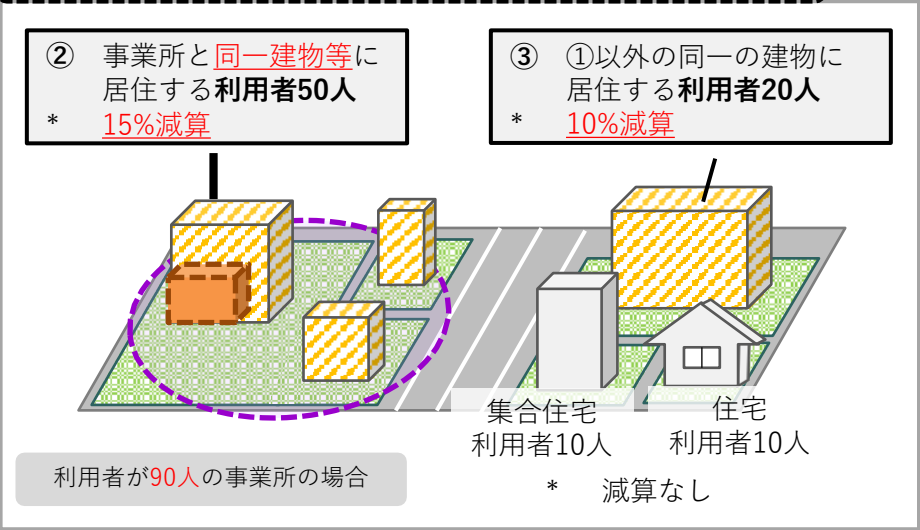
従前(例)



R6.4改定(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となったもの



従前から減算となっていたもの



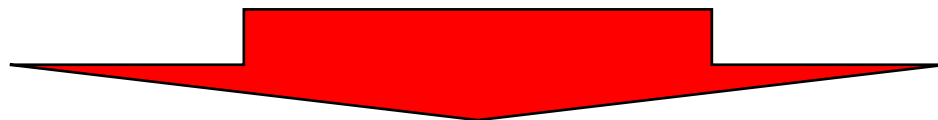
減算とならないもの

訪問介護サービスの主な指導事項

緊急時訪問介護加算（告示第19号別表1注16）

指摘事項

- ・利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図ったことが確認できなかった。



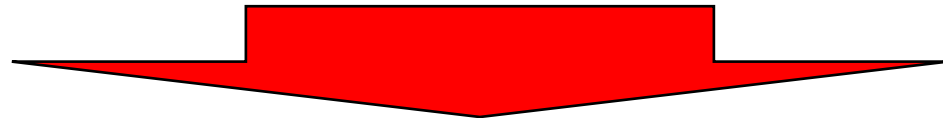
- ・緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

訪問介護サービスの主な指導事項

初回加算（告示第19号別表 1 注17）

指摘事項

- ・ サービス提供記録等にサービス提供責任者が初回又は同月内に利用者居宅を訪問又は他の訪問介護員に同行したことが確認できなかった。



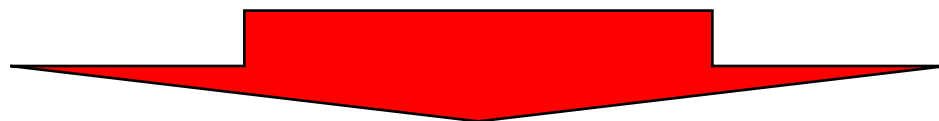
- ・ 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、加算する。

訪問介護サービスの主な指導事項

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例(平成12年11月16日老振第76号)

指摘事項

- ・ 介護保険の生活援助の範囲に含まれない下記の事例について、算定していた。



1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗浄、清掃等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

①訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

②日常的に行われる家事の範囲を超える行為

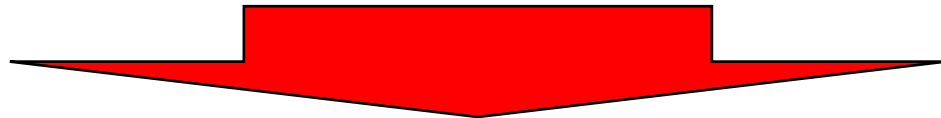
- ・ 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

訪問入浴介護サービスの主な指導事項

初回加算（告示第19号別表2ロ）

指摘事項

・介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合に、算定を行っていた。



【介護保険最新情報vol.953 問10】

問 介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合は、改めてサービス提供契約を締結しない場合でも初回加算は算定可能か。

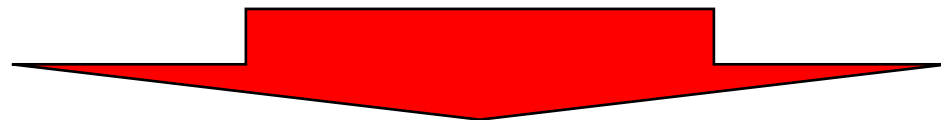
答 算定できない（逆の場合である介護予防訪問入浴介護費の算定時においても同様である）。
ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、（介護予防）訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、この限りではない。

訪問入浴介護・訪問看護サービスの主な指導事項

サービス提供体制強化加算（告示第19号別表2 ほか）

指摘事項

- ・ 従業者等ごとに研修計画が作成されていなかった。
- ・ 全ての従業者等に対し、健康診断等が行われていなかった。



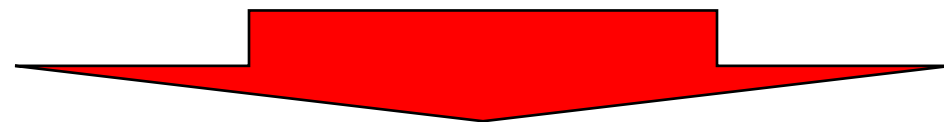
- ・ 「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護（訪問看護）従事者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

訪問看護サービスの主な指導事項

緊急時訪問看護加算（告示第19号別表3注12）

指摘事項

- ・保健師または看護師以外の職員に連絡相談を担当させる場合
 - ア 保健師又は看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。
 - イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。
 - ウ 管理者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。
 - エ 保健師又は看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。
- ア～エまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得たことが確認できなかった。



ア～エまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。

訪問看護サービスの主な指導事項

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合（告示第19号別表3注20）

次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合
- ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合

訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	<u>8単位減算（新設）</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）</u>	<u>8単位減算（新設）</u>

介護予防訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は 5単位減算（現行のまま）	<u>8単位減算（新設）※</u>
	看護職員<リハ職	<u>8単位減算（新設）※</u>	<u>8単位減算（新設）※</u>

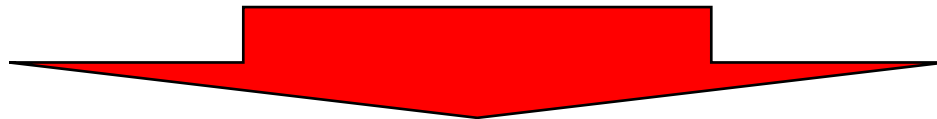
※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算（新設）

居宅療養管理指導の主な指導事項

通院が困難な利用者（告示第19号別表5）

指摘事項

- ・利用者が、自身で通院を行っているにもかかわらず、居宅療養管理指導費を算定していた。



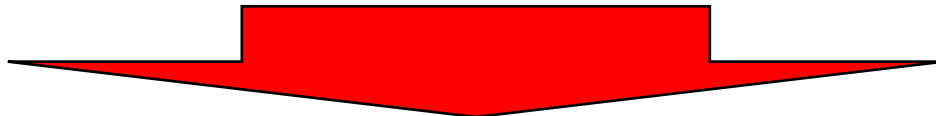
- ・居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない。（やむを得ない事情がある場合を除く。）

居宅療養管理指導の主な指導事項

居宅療養管理指導について（情報提供）（告示第19号別表5）

指摘事項

・ケアマネジャーへケアプラン作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行っていることが確認できなかった。



・ケアマネジャーへケアプラン作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

利用者が他の介護サービスを利用している場合は、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

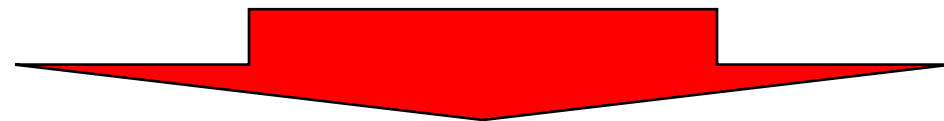
また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意するとともに、診療方針に関して利用者の意思決定支援を行った場合は、関連する情報について、ケアマネジャー等に提供するように努めることとする。

通所介護の主な指導事項

規模区分（告示第19号別表6）

指摘事項

- ・事業所規模による区分について、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分する必要があるにもかかわらず、確認をしていなかった。



- ・事業所規模による区分について、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分している。

毎年、算定区分の確認を行い、算定区分確認表の保管をお願いします。

（参考）通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所における算定区分の確認について

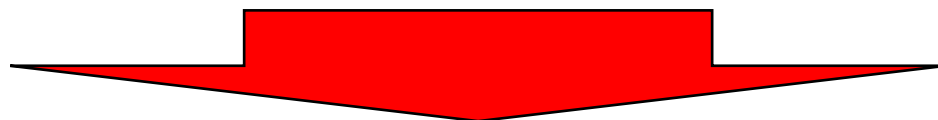
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000203914.html>

通所介護の主な指導事項

定員超過（老企36第2の7(24)）

指摘事項

- ・定員超過しているにもかかわらず、減算せず、算定を行っていた。



・利用者の数が運営規程で定めた定員を超える事業所では、介護報酬の基本部分が70%に減算されます。これは、定員超過利用を未然に防止し、適正なサービスの提供を確保するためのしくみです。なお、定員超過利用が2か月以上継続すると、指定の取り消しを検討することがあります。

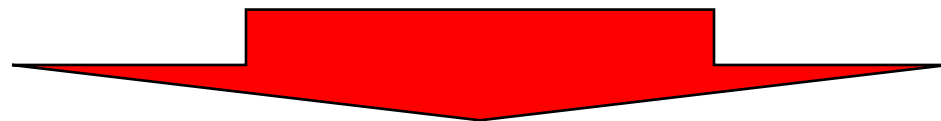
- ・一体的な運営の居宅サービス（通所介護）と介護予防サービスでは利用者を合算
- ・定員超過が発生した翌月から解消した月まで減算

通所介護の主な指導事項

2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合の取扱い（告示第19号別表6注4）

指摘事項

- ・ 入浴サービスのみの利用等の理由により、2 時間以上 3 時間未満の通所介護費を算定していた。



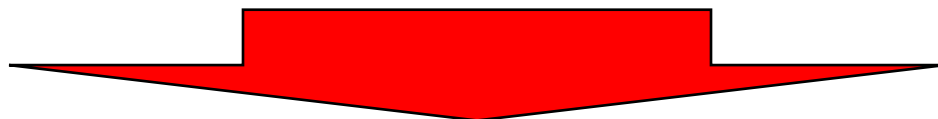
- ・ 2 時間以上 3 時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者あること。
- なお、2 時間以上 3 時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

通所介護の主な指導事項

入浴介助加算（告示第19号別表 3 注12）

指摘事項

- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていなかった。



<入浴介助加算（Ⅰ）>

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

<入浴介助加算（Ⅱ）>（入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて）

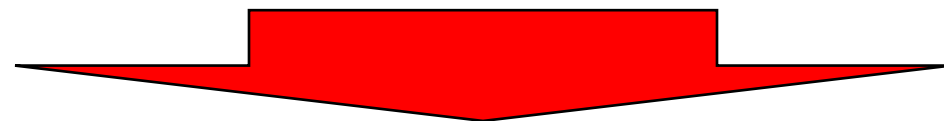
- ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
- ・当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ・上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

通所介護の主な指導事項

中重度者ケア体制加算（告示第19号別表3注12）

指摘事項

- ・ 時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していることが確認できなかった。



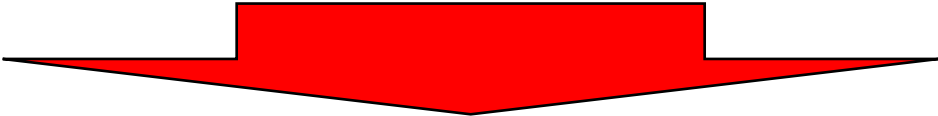
- ・ 基準に定める従業員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること
- ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること
- ・ 時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

通所介護の主な指導事項

個別機能訓練加算（告示第19号別表3注12）

指摘事項

- ・ 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認をしていなかった。



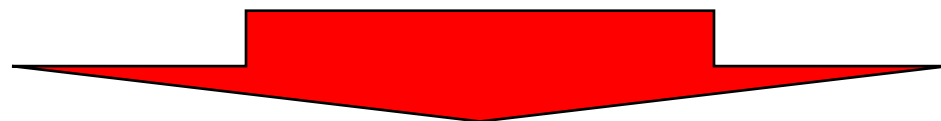
算定要件等	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)口
ニーズ把握・情報収集	通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	専従1名以上配置（配置時間の定めなし） ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イの配置（専従1名以上配置(配置時間の定めなし)）に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない）
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

通所介護の主な指導事項

サービス提供体制強化加算（告示第19号別表6ニ）

指摘事項

- ・算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を把握せず算定していた。



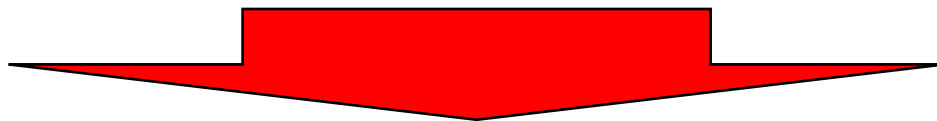
- ・算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。

福祉用具貸与の主な指導事項

軽度者レンタル（告示第19号別表 3 注12）

指摘事項

- ・ 要支援又は要介護 1 の者に、下記の指定福祉用具貸与費を算定しているが、要件を満たしていることが確認できないものが見受けられた。
- ・ 車いす及び車いす付属品、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）



- ・ その必要性に関する書面（「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」又は「調査票」及びサービス担当者会議の記録の写し等）を担当の居宅介護支援事業者等から入手し、サービス記録とあわせて保管すること。

居宅介護支援の主な指導事項

概要

・居宅介護支援における特定事業所集中減算とは、「正当な理由」なく、当該居宅介護支援事業所において判定期間（前6月間）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」の提供総数のうち、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という）によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に、減算適用期間のすべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

	前期	後期
判定期間	3月1日から8月31日	9月1日から翌年2月末日
提出期限	9月15日	3月15日
減算適用期間	10月1日から翌年3月31日	4月1日から9月30日

※判定期間の途中で指定を受けた新規事業所も判定の対象となります。

※提出期限が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が提出期限となります。

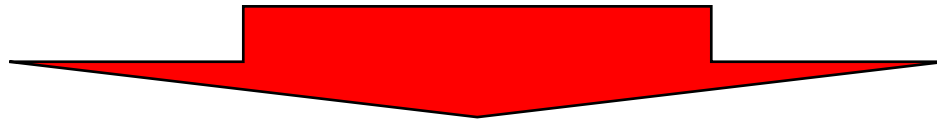
- ・ ※以下のホームページをご確認ください。
- ・ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000557992.html>

居宅介護支援の主な指導事項

特定事業所集中減算（告示第19号別表 3 注12）

指摘事項

- ・ 判定期間ごとにチェックシートを作成し、当該書類が保管されていなかった。



・ すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、判定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。

・ 各居宅介護支援事業所においては、居宅介護支援の提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類及び特定の事業者に偏ることのないよう、本減算制度の趣旨を踏まえ、公正中立で適切な業務の遂行をお願いいたします。

大阪市：特定事業所集中減算チェックシートの提出について

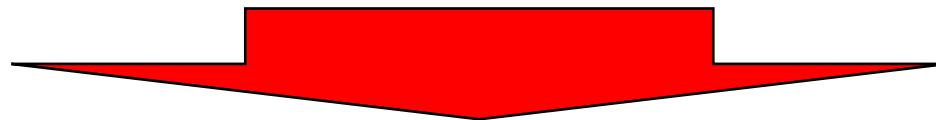
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000557992.html>)

居宅介護支援の主な指導事項

特定事業所加算（告示第19号別表 3 注12）

指摘事項

- ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を配置しないといけないにもかかわらず、合算して配置されていた。



居宅介護支援の主な指導事項

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○			
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×		
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○			○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○			
(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等</u> に参加していること	○			
(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○			
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名</u> 未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は <u>50名</u> 未満）であること	○			
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○			○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○			○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

居宅介護支援の主な指導事項

入院時情報連携加算（告示第19号別表 3 注12）

指摘事項

- ・令和6年度の報酬改定前の要件で算定を行っていた。

単位数・算定要件等

※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月
利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月（変更）
利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
※入院日以前の情報提供を含む。
※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/月
利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

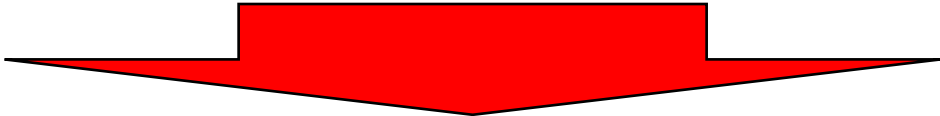
入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月（変更）
利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

居宅介護支援の主な指導事項

退院退所加算（告示第19号別表 3 注12）

指摘事項

- ・病院若しくは診療所からの退院にかかるカンファレンス要件を満たしていない事例が見受けられた。



算定要件等

○カンファレンスは以下のとおりとする。

病院若しくは診療所に入院していた者が退院する場合に診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の**退院時共同指導料 2 の注 3**の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士が参加するもの。

大阪市：介護支援専門員の方へ（よくある質問と回答）

（<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000578182.html#7-2>）

※その他施設からの退院・退所の場合は算定要件が異なりますので別途算定要件をご確認ください。